

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内（直轄道路管理区間）における災害時等応急対策業務に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年2月3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄道路管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に道路の巡視又は応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策（道路巡視・応急対策工事等）に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、応援対策本部長もしくは、災害等支援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙-1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は直轄道路管理区間とし別図-1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設（別図-2）に関して、応急対策を要する災害についても対象とし、基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び、資機材保有状況を総合的に評価して協定締結業者（鹿屋国道維持出張所管内のうち、①国道220号10社程度、②東九州自動車道10社程度、垂水国道維持出張所管内、③国道220号及び国道224号10社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価及び、地理的条件等（作業所等への距離）、実施可能工種により、評価の高い順に契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害の発生がなかった場合等は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。

(4) 希望する基本協定締結区間については、本店又は支店営業所等の所在地から希望する対象区間に概ね60分以内で到達できること。また、本店又は支店営業所等の所在地が大隅河川国道事務所管内の市町村にあること。(表-3のとおりとする)

なお、大隅河川国道事務所管内に本店の所在がなく支店営業所等の所在がある場合は、常駐している1名以上の技術者(自社)の氏名・資格(一・二級土木施工管理技士有すること)・常駐の証明(様式自由)を提出すれば、参加資格を満たすと判断する。また、常駐とは大隅河川国道事務所管内の市町村(表-3)に住居があり、大隅国道事務所管内の支店営業所等に勤務していること。

(表-3) 各出張所管内における該当本店又は支店営業所等所在地

出張所管内	対象区間名	協定締結業者数	本店又は支店営業所等の所在地
鹿屋国道維持 出張所管内	①国道220号	10社程度	志布志市、鹿屋市、垂水市、曾於市、肝付町、東串良町、大崎町、南大隅町、錦江町
	②東九州自動車道	10社程度	
垂水国道維持 出張所管内	③国道220号	10社程度	垂水市、鹿児島市の桜島島内、鹿屋市

※各応募対象区間は、別図-1のとおりとする。

各応募対象区間の応募者に偏りが多い場合は、会社の所在地を勘案し調整を行う場合がある。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における維持修繕工事又は一般土木工事に係る(C、D)等級の有資格業者(令和元年度現在のランクが(C、D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定締結の参加希望者は、希望する出張所の担当区間（鹿屋国道維持出張所管内の場合は、①国道220号又は②東九州自動車道）及び、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。
- ① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
（電話 0994-65-2997）
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課
担当：道路管理課長（内線431）
管理係長（内線432）
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
- ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。
- ①会社の代表印を押印すること。
- ②希望する担当区間（鹿屋国道維持出張所管内の場合は、①国道220号又は②東九州自動車道）を必ず記入すること。
- (3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年3月12日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限：令和3年3月16日（火） 17時00分。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所道路管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は道路管理課職員で可）。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和3年3月23日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項
(必須)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①様式は「様式-1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式-2] [様式-3] [様式-4]	①様式は「様式-2」～「様式-4」とする。 ②法面崩壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材については、令和3年2月3日時点において自社保有のものとする。 なお、資機材の申請様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロードし、記入すること。（注；保有機械の諸元・規格は〇〇未満などとせず、具体的な数値を記載すること） 本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録すること。記入の際、様式の列もしくは行の途中で独自の記入欄を追加しないこと。この様式は、システム登録時に使用する。
(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における大隅河川国道事務所発注工事) [様式-5]	①様式は「様式-5」とする。 ②対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（平成27年度から令和2年度までの間）に完成した大隅河川国道事務所発注の土木関係工事（道路工事）をすべて記載する。 但し、対象となる工事が4件以上となる場合は4件を上限とする。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
(4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式-6]	①様式は「様式-6」とする。 ②対象となる協定は、本技術資料等説明資料3.(2)と同様に道路における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成30年度～令和2年度の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、道路における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。 但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。
(5) 実施可能工種 [様式-7]	①様式は「様式-7」とする。 ②災害等で想定される被害について、実施可能工種を様式に記載する。 ③ドローン保有状況について、保有台数及び操縦可能者数を記載すること。

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	点	ヒアリング
工事実施体制	<p>■工事実施体制 (様式-2・3・4より評価)</p> <p>・様式-2・3・4の内容及び資機材保有状況、安全管理等の内容について実施する。</p>	15	

	<ul style="list-style-type: none"> ■保有技術者（国家資格等の人数） <ul style="list-style-type: none"> ・土木施工管理技士（一級・二級） ・建設機械施工技士（一級・二級） 	15	
施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ■施工実績 （様式－5により評価） <ul style="list-style-type: none"> ・過去5ヶ年度＋当該年度における一般土木工事の施工実績 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ■工事成績の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注（九州管内事務所の発注工事含み）の過去2ヶ年度＋当該年度における土木関係工事（維持修繕工事又は一般土木工事）の平均点 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ■工事成績の評価（65点未満） <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注の過去1年間＋当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 （単体、JV両方の工事成績も評価に反映する） 	-10	
工事の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ■安全管理の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間の死亡事故等の状況 	-10	
防災業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 （様式－6により評価） <ul style="list-style-type: none"> ・道路における過去2ヶ年度＋当該年度における協定等締結の実績 	10	

9. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

なお、技術資料様式については電子メールによるデータ配布を行うことができるので、希望するものは受信可能なメールアドレスを下記送信先に配布を希望する旨のメールを送信するものとする。

送信先：大隅河川国道事務所 qsr-osumi@mlit.go.jp

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

（1）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所道路管理課 道路管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は道路管理課職員で可）。

（2）（1）の質問に対する回答は、書面により令和3年2月22日（月）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和3年3月12日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

- （1）申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （2）当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- （3）提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- （4）提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

大隅河川国道事務所管内(直轄道路管理区間)における
災害時等応急対策業務に関する基本協定

<道路事業>

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

- 第1条** 本協定は、甲が管理する直轄管理区間（道路）及びその他の施設に係る業務の実施区間（以下、「直轄管理区間（道路）等」という。）において発生した災害もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に道路の巡視又は応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策（道路巡視・応急対策工事等）に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。
2. 「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、応援対策本部長もしくは、災害等支援本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

(業務の内容)

- 第2条** 甲は、直轄管理区間（道路）等で災害等が発生もしくは、災害の発生が予測され、必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の応急対策業務を実施するものとする。
3. 乙は、第1項の規定にかかわらず、直轄管理区間（道路）で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に担当区間へ出動し、道路巡視（道路啓開）・並びに応急対策工事（路面段差の擦り付け等の軽微な道路啓開作業に限る）等を実施するとともに、速やかに甲へ状況報告を行うものとする。なお、沿岸部においては、津波に関する注意報・警報が発表された場合は、解除後に実施するものとする。
4. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう気象庁、河川情報センター、日本道路交通情報センター等を通じて、防災情報、河川水位、道路状況等の的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

- 第3条** 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（道路）とし別図一1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設に係る業務の実施区間は、別図一2のとおりとする。
2. 第1条第2項に該当する区間。

(出動の要請)

- 第4条** 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
2. 乙は、前項に規定に関わらず、第2条第3項に該当する場合は、通信途絶の可能性もあることから、出動の要請を待たず、担当区間へ自動的にするものとする。
3. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(契約の締結)

- 第5条** 甲の出動要請があった場合、または、第4条第2項による場合は、甲と乙は速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(業務の実施)

- 第6条** 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員等のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、指示者の指示のもと、応急対策の業務を実施するものとする。

(広域要請)

- 第7条** 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

(有効期限)

- 第8条** この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(協議)

- 第9条** この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

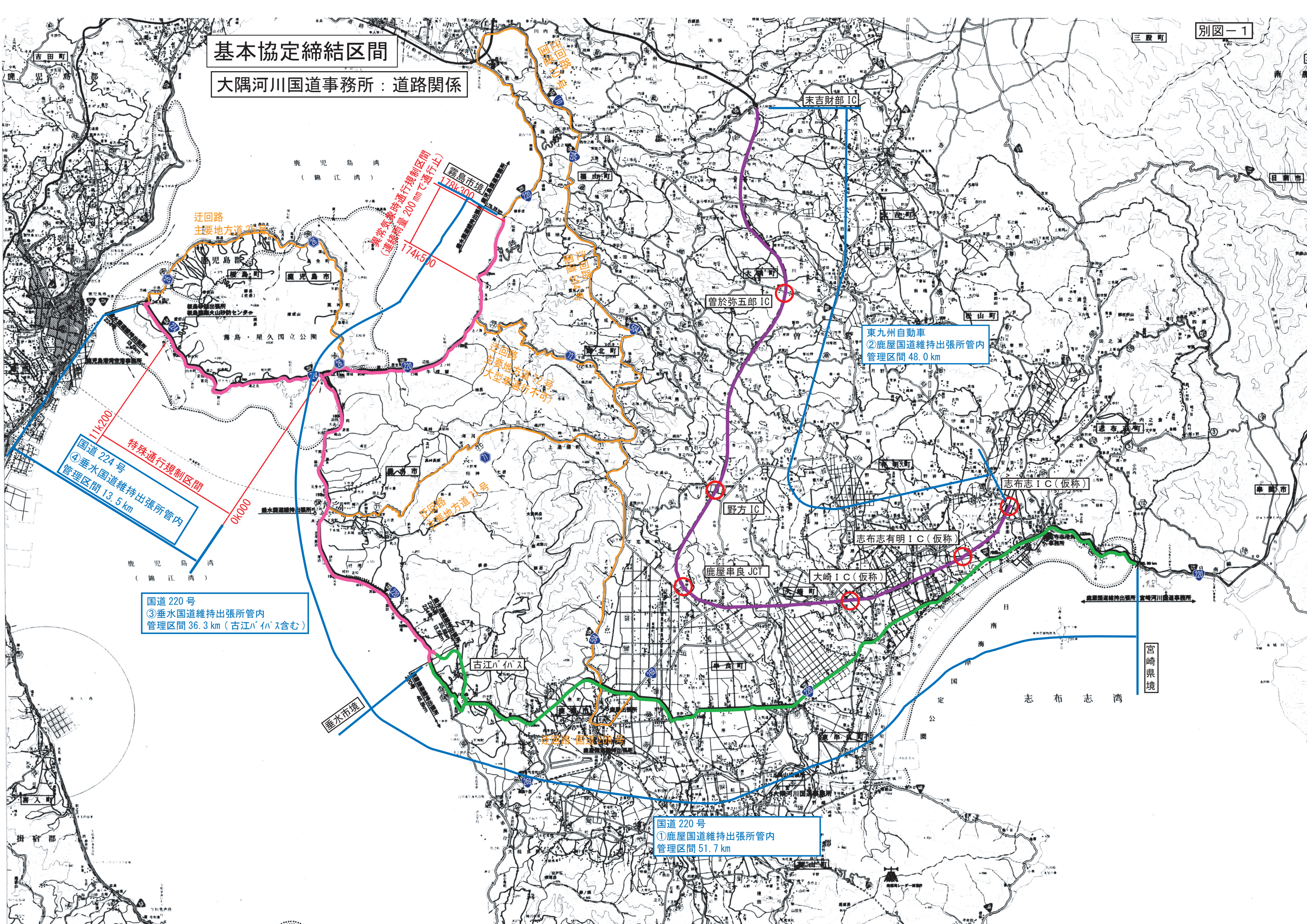
- 第10条** この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 鹿児島県○○市○○○○
氏名 国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県○○市○○○○
氏名 株式会社 ○○○
代表取締役 ○○ ○○

基本協定締結区間 大隅河川国道事務所：道路関係



迂回路
主要地方道 2 号

異常気象時通行規制区間
(連続雨量 200 mm で通行止)

霧島市境
178k300

174k510

迂回路
主要地方道 7 号
大型車通行不可

迂回路
主要地方道 7 号

11k200
国道 224 号
④ 垂水国道維持出張所管内
管理区間 13.5 km

国道 220 号
③ 垂水国道維持出張所管内
管理区間 36.3 km (古江ハパス含む)

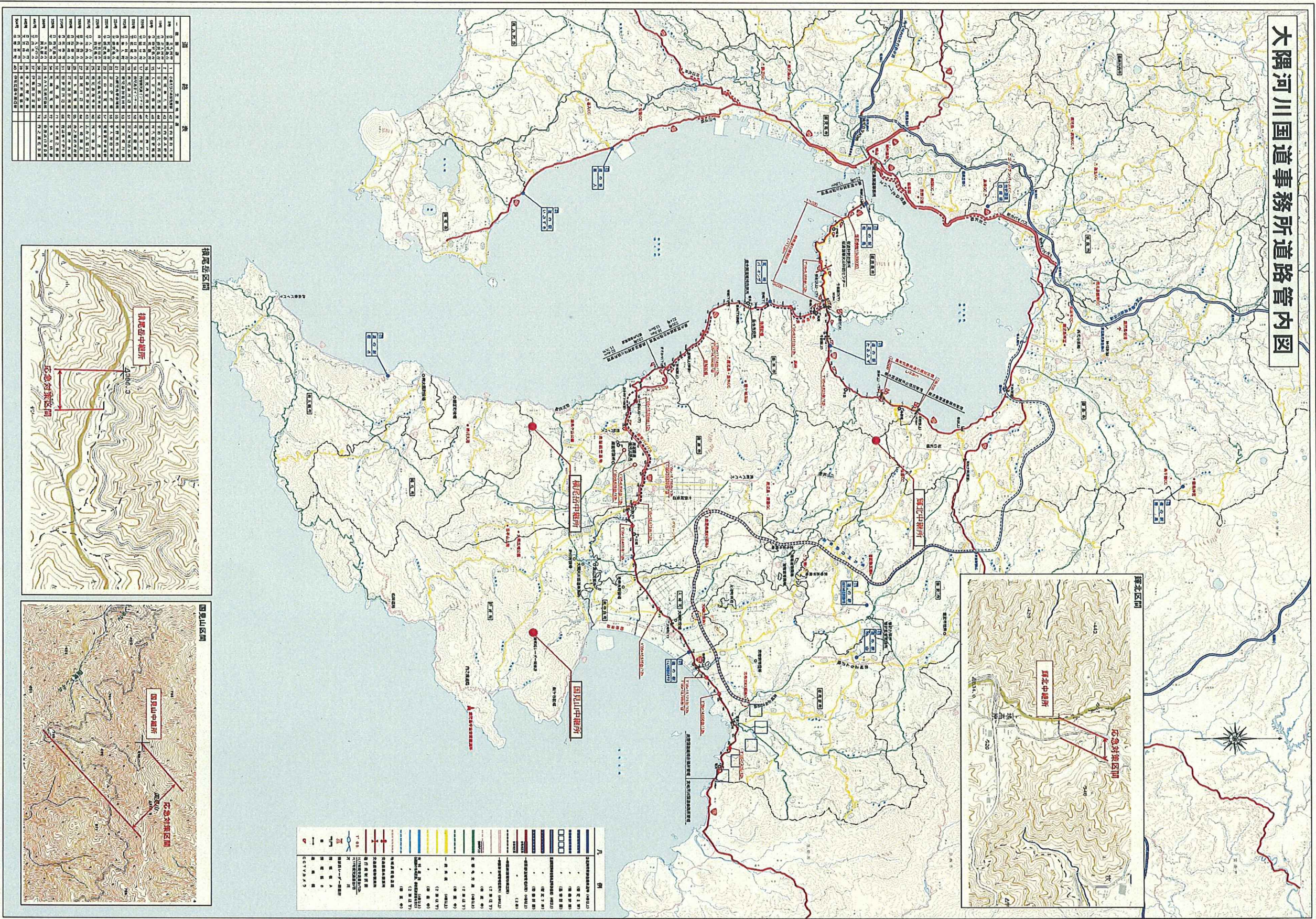
国道 220 号
① 鹿屋国道維持出張所管内
管理区間 51.7 km

東九州自動車
② 鹿屋国道維持出張所管内
管理区間 48.0 km

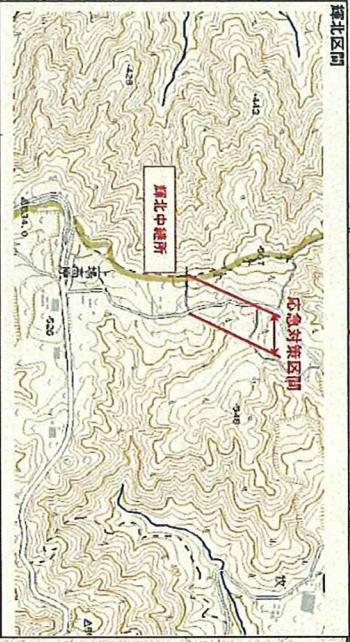
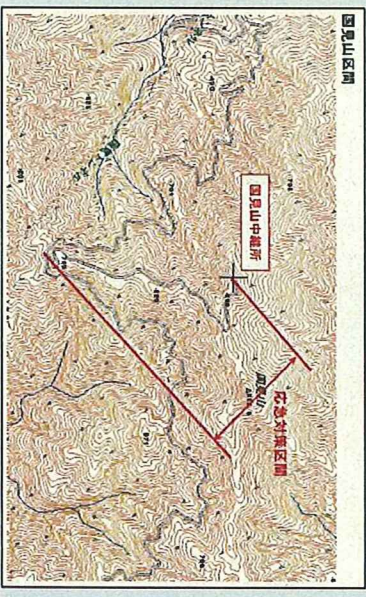
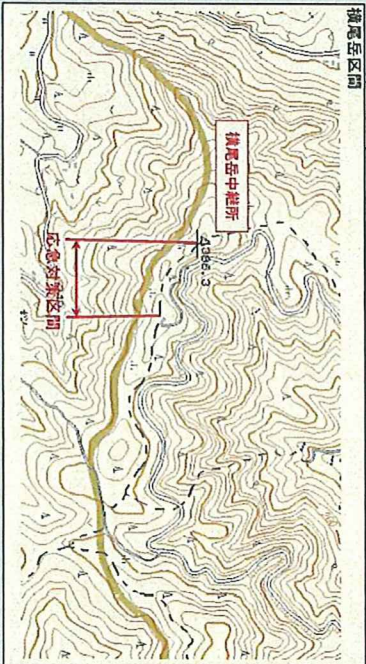
宮崎県境

鹿屋国道維持出張所 大隅河川国道事務所

大隅河川国道事務所道路管内図



一、国道		二、支線国道	
1	1000000000	1	1000000000
2	1000000000	2	1000000000
3	1000000000	3	1000000000
4	1000000000	4	1000000000
5	1000000000	5	1000000000
6	1000000000	6	1000000000
7	1000000000	7	1000000000
8	1000000000	8	1000000000
9	1000000000	9	1000000000
10	1000000000	10	1000000000



三、河川	
1	1000000000
2	1000000000
3	1000000000
4	1000000000
5	1000000000
6	1000000000
7	1000000000
8	1000000000
9	1000000000
10	1000000000

大隅河川国道事務所 大隅河川図

(様式－1)

協定締結参加資格確認申請書

令和3年〇〇月〇〇日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長
岩男 忠明 殿

住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
商号又は名称	株式会社〇〇建設
代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和3年2月3日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内（直轄道路管理区間）における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

（希望する担当区間： ）

なお、下記1～6に掲げる添付資料及び7に掲げる事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料等説明書7. (2)に定める工事実施体制を記載した書面 [様式－2]
2. 技術資料等説明書7. (2)に定める保有資機材を記載した書面 [様式－3・4]
3. 技術資料等説明書7. (3)に定める施工実績を記載した書面 [様式－5]
4. 技術資料等説明書7. (4)に定める災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式－6]
5. 技術資料等説明書7. (4)に定める協定書又は覚書等の写し
6. 技術資料等説明書7. (5)に定める実施可能工種を記載した書面 [様式－7]
7. 技術資料等説明書4. (1)～(8)に定める条件を満たしていること。
8. 問い合わせ先

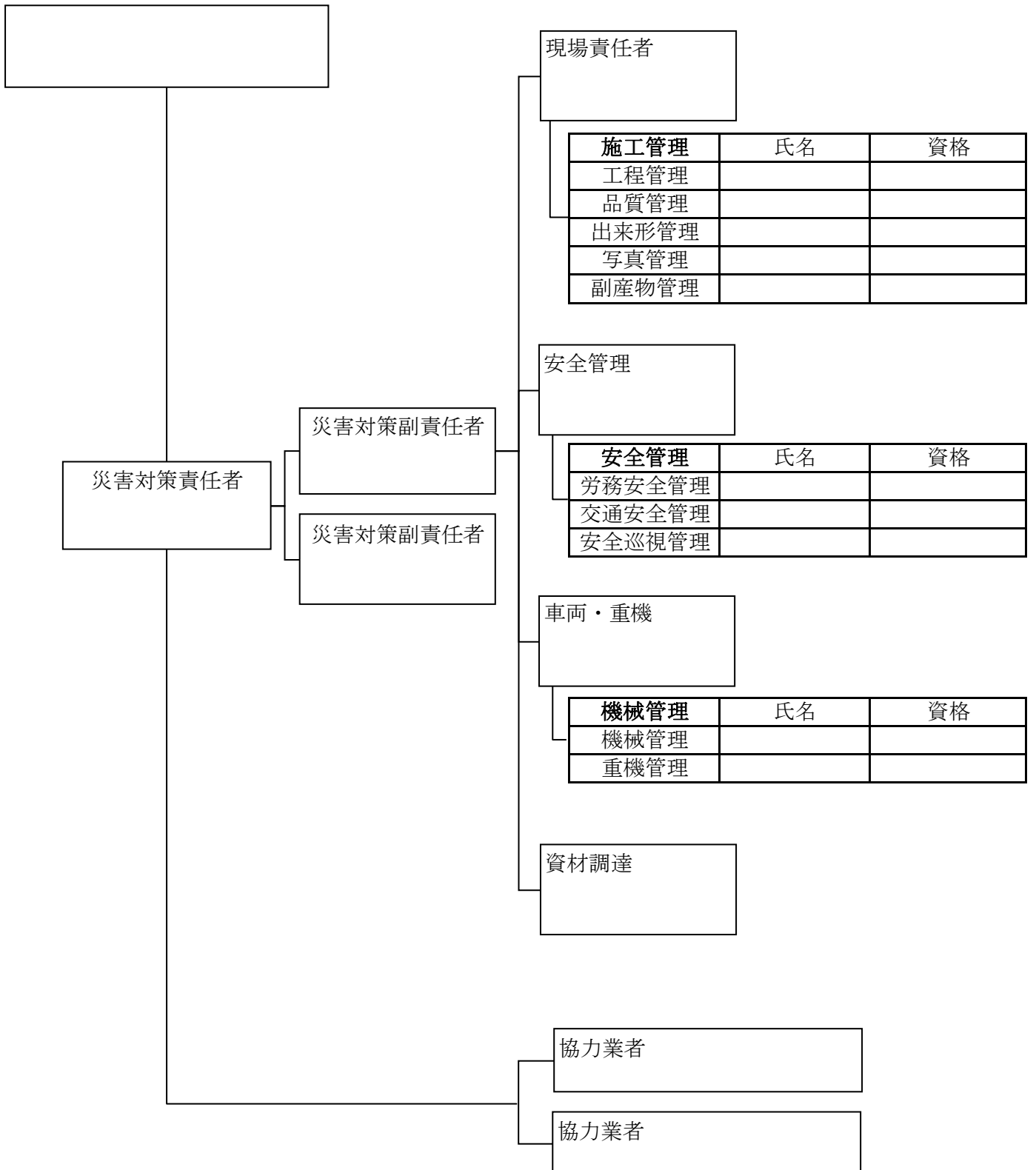
担 当 者： 〇〇 〇〇

部 署： 〇〇部〇〇課

電話番号： 000-000-0000 (代) [内線0000]

工事実施体制

会社名： _____



※ 施行体制表については、各社の実情に合わせて適宜変更・修正して作成して下さい。
緊急的な応急復旧工事であり、複数の予定技術者を配置しておいても構いません。

■保有機械一覧

	会社名		住所
--	-----	--	----

※様式は、「防災(機労材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①機械種類 (必須)	②機械名 (必須)	③機械諸元	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥県名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧番地以降 (必須)	⑨備考
例	解体・破砕機械	スクラップ解体・処理機	(諸元・規格無し)	10	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	
例	その他機械	無人ヘリコプター	DJI Phantom 2 カメラ1400万画素	1	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	バッテリーパック 10 1パックで約20分飛行可能
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

＜注意事項＞

- ・①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
- ・エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
- ・エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
- ・登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

■保有資材一覧

	会社名		住所
--	-----	--	----

※様式は、「防災(機労材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.gsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①資材種類 (必須)	②資材名 (必須)	③資材諸元	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥県名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧番地以降 (必須)	⑨備考
例	ブロック	擁壁	最大高さ2m未満	10	自社保有	その他地域	九州圏外		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

<注意事項>

- ・①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
- ・エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
- ・エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
- ・登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

◆保有機械、保有資材の様式について

STEP1

保有機械、保有資材の様式については、下記の「**防災(機・労・材)検索くん**」にアクセスください

URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp/>

STEP2

保有機械、保有資材の様式をダウンロードし、資料を作成ください



保有機械、保有資材の様式(エクセル)のダウンロード

保有機械、保有資材の様式

■保有機械一覧									■保有資材一覧								
①機械種別	②機種名	③機種種元	④数量	⑤所有	⑥期名	⑦市町村名	⑧機地以降	⑨備考	①材料種別	②材料名	③材料種元	④数量	⑤所有	⑥期名	⑦市町村名	⑧機地以降	⑨備考
例 解体・破砕機械	スクラップ解体・処理機	諸元・規格無し	10	自社保有	種別無し	福岡市博多区	東区1-2-12		例 ブロック	塊壁	最大高さ2米未満	10	自社保有	その他地域	九州圏外		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

保有機械

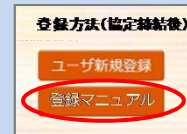
保有資材

STEP3

上記様式を作成後、その他の災害協定申請書とともに提出ください

STEP4

災害協定締結後、「防災(機・労・材)検索くん」トップページから登録方法(協定締結後)のマニュアルをダウンロードし、情報をご登録ください。



登録方法(締結後)マニュアルダウンロードボタン

[様式－5]

大隅河川国道事務所発注工事（過去5ヶ年度＋当該年度）における同種工事（道路工事等）の施工実績

会社名： _____

工事件数（過去5ヶ年度＋当該年度）

1	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
2	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
3	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
4	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					

※1. 平成27年度から令和2年度迄の間に完成した工事を対象として下さい。

※2. CORINSにおいて登録している工事の場合は、工事名の前に「◎」印を記入して下さい。

※3. 対象工事が4件を超える場合は、4件を上限として記載して下さい。

[様式－6]

災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

会社名： _____

災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

	協定締結 機関名	担当部署 (TEL)	締結期間	場所または区間	協定書 の写し ※2
1					
2					
3					
4					
5					

※1. 平成30年度から令和2年度の間締結した実績を対象として下さい。

※2. 協定書又は覚書等の写しを必ず添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※3. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての件数分記載して下さい。

[様式－7]

実施可能工種

災害で想定される被害について、実施可能工種に○を記入、実施できない工種に×を記入

実施可能な工種 想定される災害	緊急点検	工種							
	損傷箇所の 確認など	土工	舗装工	橋梁補修	トンネル	道路付属物	法面工	仮設工	除雪作業
法面の崩壊				/	/	/			/
舗装路面の損傷・陥没				/	/	/	/		/
橋梁の損傷（桁、橋台、橋脚）			/	/	/	/	/		/
トンネルの損傷			/	/		/			/
道路付属物などの損傷・破壊					/		/		/
雪害		/	/	/	/	/	/	/	
ドローンによる損傷箇所の調査		/	/	/	/	/	/	/	/

ドローン保有状況等	保有台数	操縦可能者数